

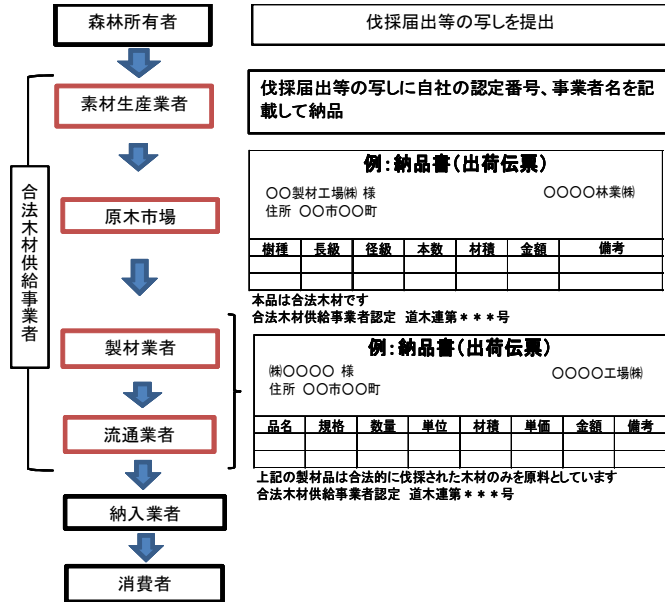
合法木材証明と木材産地証明制度の一本化について

《合法木材証明制度》

【概要】
 ・H17年7月 G8グリーンイグリーズ・サミットの結果を受け、日本は違法伐採対策等に取り組むことを表明。
 ・H18年2月 国は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」に基づき、環境物品等の調達の推進に関する基本方針を改定し、合法性が証明された木材・木材製品を国等による調達の対象とした。
 ・H18年2月 林野庁は木材・木材製品の供給者が留意すべき事項等を取りまとめたガイドラインを策定。
 ・H18年4月 道木連が、林野庁のガイドラインに基づき、合法木材の証明に係る事業者認定実施要領を策定。

【認定団体】
 北海道木材産業協同組合、北海道森林組合連合会、札幌地方素材生産事業協同組合、帯広地方素材生産事業協同組合、道外団体

【認定事業者数】(H24.6.1現在)
 道木連認定事業者数: 446事業者、全道における認定事業者数: 703事業者

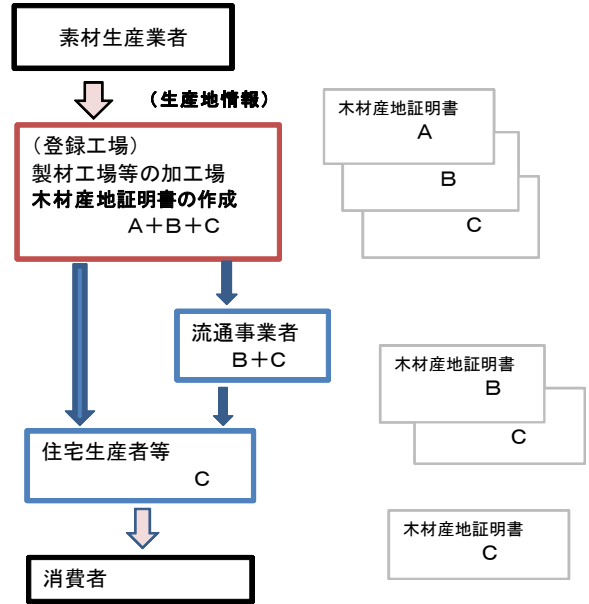


《木材産地証明制度》

【概要】
 ・H16年8月 北海道木材産業協同組合連合会(略称:道木連)が道産材産地証明制度実施要領を策定。
 ・H17年5月 道産材に限らず外材を含めた原木産地証明を行う木材産地証明制度に改正。

【認定団体】
 北海道木材産業協同組合

【登録者数】
 175工場(H24.6.1現在)

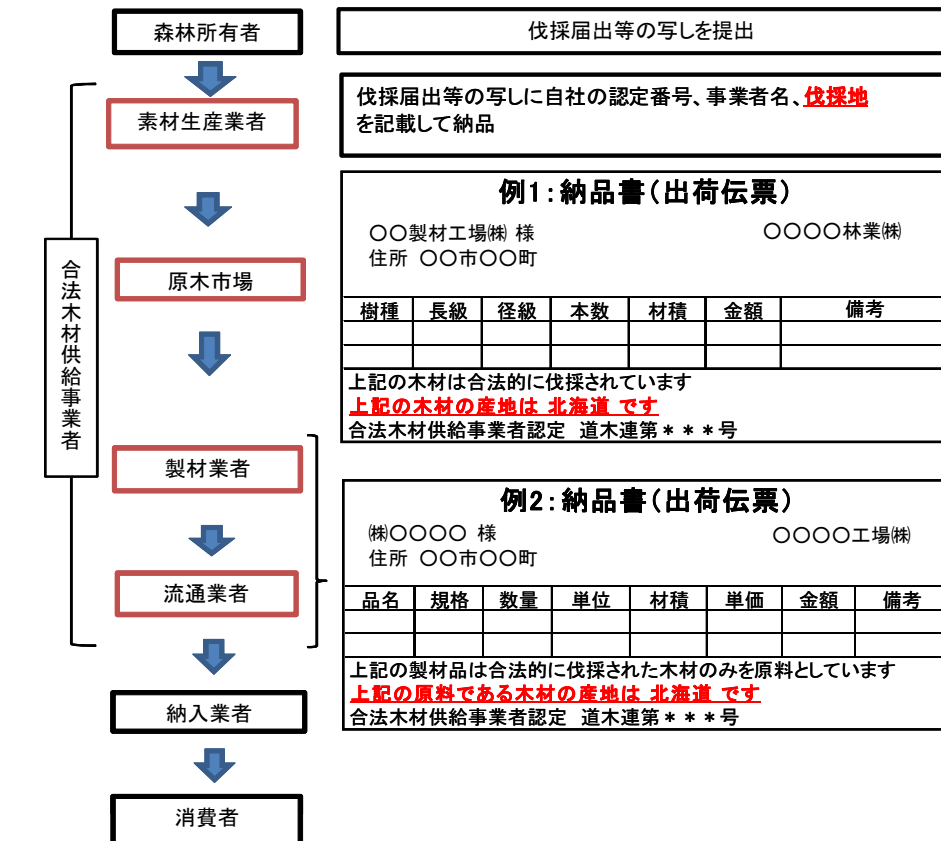


一本化

【制度の概要】

- 合法木材証明に原木の伐採地を明記
- 木材産地証明制度は経過措置を経て廃止

《新たな合法木材証明制度》



【新たな合法木材証明制度】

- 合法木材供給事業者は、合法性と産地(伐採地)を証明し、証明の連鎖をつくる。
- 合法・産地・加工(場所)の確認の仕方について
 - ・合法・産地については、納品書(例1)丸太用、納品書(例2)加工用により確認
 - ・どこで加工されたかについては、加工場の出荷伝票により遡り確認可能

《参考》

- 地域材の確認方法
 [例2]の納品書は、合法性・産地・加工が道内に限定されることから、この証明を持って地域材と確認できる。